

保険薬局
管理薬剤師 様 各位

岩手県立千厩病院
病院長 宗像 秀樹

「院外処方せんにおける疑義照会プロトコール」の運用について

平素より当院の処方せんを応需いただき、有難うございます。

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、重要な業務です。患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えていきます。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれのご負担となっている場合もあるかと存じます。

当院では、薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会プロトコール」の運用を開始することといたしました。

本プロトコールを適正に運用開始するにあたり、疑義照会簡素化の趣旨や各項目の内容について薬剤科担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合には、薬剤科(電話0191-53-2101)までご連絡ください。

◆ プロトコール (2018年 2月作成)

担当者

岩手県立千厩病院 薬剤科

薬剤科長 佐々木 照明

電話 0191-53-2101 (内線: 120)

FAX 0191-52-3478

●院外処方箋における疑義照会プロトコールについて

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会プロトコール」の運用を開始しました。

なお、本プロトコールを適正に運用するにあたり、プロトコールの趣旨や各項目の詳細について薬剤科担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。参画をご希望される場合は、ご連絡ください。

問い合わせ先：岩手県立千厩病院 薬剤科 0191-53-2101 (8:30~17:15)

[院外処方せんにおける疑義照会プロトコール] 岩手県立千厩病院

院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。但し、**医療用麻薬及び抗がん剤**については対象外とする。

(1) 変更調剤

- ・変更により、薬価が高くなるまたは患者負担が増加する場合は必ず患者の同意を得ること。

① 銘柄

「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。但し、服用方法・価格等、必ず患者に説明し、同意を得ること。

- Ex) 「グラクティブ錠50mg」⇔「ジャヌビア錠50mg」
「ランソプラゾールOD錠15mg」⇔「タケプロンOD錠15mg」

② 規格・剤形

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格および剤形の変更を可能とする。

剤形の変更については内用薬および貼付剤に限る。

- Ex) 「ドグマチールカプセル50mg」⇔「ドグマチール錠50mg」
- Ex) 「メマリー錠20mg」⇔「メマリーOD錠20mg」
- Ex) 「ミヤBM散」⇔「ミヤBM錠」
- Ex) 「オルメテック錠20mg 1回 (0.5)錠」→「オルメテック錠 10mg 1回 (1)錠」
- Ex) 「ピソプロロール錠2.5mg 1回 (2)錠」→「ピソプロロール錠 5mg 1回 (1)錠」
- Ex) 「マイザー軟膏0.05% (5g) 2本」⇔「マイザー軟膏0.05% (10g) 1本」

- ・但し、服用方法・価格等、必ず患者に説明し、同意を得ること。

- ・軟膏⇔クリーム等の製剤変更は疑義対象

(2) 処方日数（数量）

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を薬剤師の責任で処方日数を減数（減量）することを可能とする。但し処方日数（数量）をゼロにはできない。

- ・1回または月1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数変更などの処方日数の適正化
- ・「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ・処方日数（減量）の場合は、数日分の余裕をもって調整・調剤を行って下さい。

(3) 用法

①薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

- ・医師了解のもとで処方されている漢方薬、制吐剤（ナゼリン等）、EPA製剤の「食後処方」
（※食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する）
- ・H2ブロッカー、抗アレルギー剤の「朝・夕食後」

②外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

(4) 一包化・粉砕・混合調剤

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえで調剤可能とする。但し、一包化・粉砕・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

(5) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

- ①外用薬で剤形を変更する場合（但し貼付薬を除く）
- ②患者の希望等により処方内容や処方日数（数量）を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。
- ③残薬調整によって処方を削除すること
- ④「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合
- ⑤プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤、モサプリドなど投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合
- ⑥その他、薬剤師が必要と判断した事項

(6) 疑義照会の方法

処方医の診療科に電話にて疑義照会を行う。

※TEL：0191-53-2101

(7) 処方医への情報提供の方法

①上記の「(1) 変更調剤」「(2) 処方日数（数量）」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに「服薬情報提供書」により処方医に情報提供を行う。

※FAX先：0191-52-3478

②上記の「(3) 用法・用量」「(4) 一包化・粉砕・混合調剤」については、初回の処方時に限り処方医に「服薬情報提供書」により処方医に情報提供を行う。

③処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

院外処方箋における疑義照会プロトコル運用フローチャート

